

利 用 契 約 書

(短期入所)

特別養護老人ホーム海松園

短期入所生活介護サービス利用契約書

利用者 (以下、「利用者」といいます) と介護老人福祉施設海松園 (以下、「事業者」といいます) は事業者が利用者に対して行う短期入所生活介護サービスについて次のとおり契約を締結します。

(契約の目的)

第1条 事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、短期入所生活介護サービスを提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

(契約期間)

第2条 この契約の期間は令和 年 月 日から利用者の要介護認定又は要支援認定の有効期間満了日までとします。

2 契約満了日までに、利用者から事業者に対して、契約終了の申し出がない場合、契約は更新されるものとします。

(短期入所生活介護サービス計画)

第3条 事業者は、次の各号に定める事項を作成します。

- (1) 短期入所時におけるサービス計画の作成については、利用者の意向を踏まえ、入所後一定の期間をおいて作成します。
- (2) 必要に応じて短期入所生活介護サービス計画を変更します。
- (3) 短期入所生活介護サービス計画の作成および変更の際にはその内容を利用者説明します。

(短期入所生活介護サービス内容)

第4条 事業者は、施設サービス計画にそって利用者に対し居室、食事、介護サービスその他介護保険法令の定めた必要な援助を提供します。また短期入所生活介護サービス計画が作成されるまでの期間も利用者の希望、状況等に応じて適切なサービスを提供します。

(料金)

第5条 利用者はサービスの対価として利用単位毎の料金をもとに計算された合計額を支払います。

- 2 事業者は、当該料金の合計額を退所日前日までに利用者へ通知します。
- 3 利用者は、当該料金の合計額を退所日に支払います。
- 4 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収書を発行します。

(サービスの中止)

第6条 利用者は、事業者に対して前日までに申し出ることにより、利用期間中でも退所することができます。

- 2 事業者は、利用者の体調が良好でなく施設での生活に支障があると判断した場合、利用期間中でもサービスを中止することができます。又、利用期間中に利用者が入院した場合、サービスは終了となります。

(契約の終了)

第7条 利用者は、事業者に対して通知することにより、この契約を解約することができます。

- 2 つぎの事由に該当した場合、事業者は、利用者に対して、10日間の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
 - (1) 利用者のサービス利用料金の支払が正当な利用なく1ヶ月以上遅延した場合。
 - (2) 利用者が、事業者やサービス従事者または他の入所者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為をおこなった場合。
- 3 利用者が要介護認定の更新で非該当(自立)と認定された場合。
- 4 利用者が死亡した場合は、この契約は自動的に終了します。

(連絡義務)

第8条 事業者は、利用者の健康状態が急変した場合、利用者からあらかじめ届けられた連絡先に可能な限りすみやかに連絡するとともに医師に連絡する等必要な処置を行います。

(相談、苦情対応)

第9条 事業者は、施設の設備、またはサービスに関する利用者の要望、苦情等に迅速に対応します。

(本契約に定めない事項)

第10条 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他法令の定めるところを尊重し、双方誠意をもって協議します。

本契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

契約者氏名

事業者

事業者名 特別養護老人ホーム海松園
住 所 秋田市下新城野字街道端西233-47
代表者名 施設長 中川重春 印

利用者 ー

住 所 _____

氏 名 _____ 印

電話番号 _____

利用者の家族等 ー

住 所 _____

氏 名 _____ 印 関係 _____

電話番号 _____

利用者の家族等 ー

住 所 _____

氏 名 _____ 印 関係 _____

電話番号 _____